

認証基準 [区分: 畜産物、品目: 豚]

項目		認証基準	
生 産 管 理	1 導入豚管理	1.1 導入により伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止すること	1.1.1 導入元農場の衛生管理状況を把握しているか。
			1.1.2 導入豚の健康状態を確認しているか。
			1.1.3 導入豚は一定期間隔離飼育しているか。
			1.1.4 導入豚にワクチン投与する場合は、ワクチンプログラムに従って実施し、記録しているか。
	2 飼養管理	2.1 「飼養衛生管理基準」を遵守すること	2.1.1 豚の健康状態を毎日観察するとともに、その記録が保存されているか。
			2.1.2 豚に異常があった場合、直ちに獣医師の診断・指導を受け適切に処置され、その記録が保存されているか。
			2.1.3 抗菌剤等の要指示薬を投与する場合は、獣医師の指示に基づき投与するとともに、その記録が保存されているか。
		2.2 豚に給与される飼料及び水は、安全性及び品質が確保されていること。	2.2.1 給与飼料について記録するとともに、保存しているか。(2年間)
			2.2.2 飼料及び水に異物混入や腐敗がみられないことを確認しているか。
		2.3 飼養環境を適切に管理すること。	2.3.1 適切な飼養密度で飼養しているか。
	3 施設管理	3.1 畜舎を衛生的に管理すること。	3.1.1 「清掃・消毒マニュアル」が作成され、確実に実施され、その記録が保存されているか。
			3.1.2 農場への立入りを制限するとともに出入りが確認できるか。
			3.1.3 畜舎に出入りする場合には消毒又は専用衣・履物等を使用しているか。
		3.2 衛生動物・害虫の侵入防止をすること。	3.2.1 ネズミ等の衛生動物・害虫の駆除を定期的に行っているか。
		3.3 施設の保守点検、補修を行うこと。	3.3.1 施設の保守点検を適切に行っているか。
	4 出荷管理	4.1 健康で、飼養履歴が明確な家畜を出荷すること。	4.1.1 出荷時に、健康の確認をしているか。
			4.1.2 疾病発生状況、医薬品の使用が記録されているか。
	5 作業管理	5.1 作業者の健康を確保すること。	5.1.1 作業ごとの業務が文書化され、管理責任者が業務を把握しているか。
			5.1.2 作業者の健康状況が把握されているか。

項目		認証基準	
6 生産環境	6.1 環境保全の確保をすること	6.1.1	家畜排せつ物は専用施設で管理されているか。
		6.1.2	処理、保管施設に破損・故障等がないか定期点検し、記録に残しているか。
		6.1.3	悪臭や害虫の発生、水質汚濁の防止の措置を行っているか。
		6.1.4	排せつ物の年間の発生量、処理方法及び数量について記録されているか。
	6.2 農業廃棄物等を適正に処分すること。	6.2.1	容器、塩ビ、農プラ、飼料袋などの分別、保管等処理のルールを定めているか。
		6.2.2	容器、塩ビ、農プラ、飼料袋などの分別、保管等処理のルールに従って適正な処理をしているか。
7 内部検査	7.1 内部検査を実施していること。	7.1.1	内部検査のマニュアルを定めているか。
		7.1.2	マニュアルに基づき最低年1回内部検査が行われているか。
	7.2 内部検査で明らかになった問題点の改善を図っていること。	7.2.1	内部検査で明らかになった問題を検討し改善策を講じているか。
8 内部研修	8.1 生産者に対して生産管理項目の内容を周知させていること。	8.1.1	個々の生産者が取り組むべき事項やルールを指導するための研修会等を開催しているか。
9 情報提供	9.1 ホームページや認証マークを活用して情報発信を行うこと。	9.1.1	専用ホームページに登録しているか。
		9.1.2	認証マークを活用しているか。
		9.1.3	容器・包装資材等への食品表示は適切であることを確認しているか。
	9.2 生産情報等の開示請求に対応できること。	9.2.1	フードチェーンの次の段階からの生産情報の開示請求に対応できるか。
10 コミュニケーション	10.1 問合せ・クレーム処理体制を整えていること。	10.1.1	消費者等の問合せ・クレームに対するマニュアルを定めているか。
		10.1.2	問合せ・クレーム処理窓口及び担当者を設置しているか。
		10.1.3	問合せ・クレーム処理窓口の所在を商品への記載又はホームページ等により消費者に伝えているか。